

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 宮城労働局

- 1 開催日 令和7年3月12日(水)
- 2 委員の氏名及び役職等 委員長 門脇 功 (門脇功税理士事務所 税理士)
委員 高木 龍一郎 (東北学院 理事長特別補佐
(法務担当))
委員 千葉 達朗 (千葉達朗法律事務所 弁護士)
- 3 審査対象期間 令和6年5月1日～令和6年11月30日
- 4 審査契約件数
- (1) 公共工事
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|---------------------|-----------|
| ・ 審査対象件数 | <u>2件</u> |
| ・ 審議件数 | <u>1件</u> |
| うち、低入札価格調査の対象となったもの | <u>0件</u> |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|----------|-----------|
| ・ 審査対象件数 | <u>1件</u> |
| ・ 審議件数 | <u>1件</u> |
- (2) 物品・役務等
- ① 競争入札によるもの
- | | |
|----------------------------------|------------|
| ・ 審査対象件数 | <u>11件</u> |
| ・ 審議件数 | <u>3件</u> |
| うち、契約金額が500万円以上のもの | <u>3件</u> |
| うち、参加者が一者しかいないもの | <u>0件</u> |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となつたもの | <u>0件</u> |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの | <u>0件</u> |
- ② 随意契約によるもの
- | | |
|------------------------------------|------------|
| ・ 審査対象件数 | <u>10件</u> |
| ・ 審議件数 | <u>3件</u> |
| うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの | <u>1件</u> |
| うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの | <u>0件</u> |
| うち、契約の相手方が独立行政法人となつたもの | <u>0件</u> |
| うち、委託契約金額に占める再委託金額の | |

5 審査案件の抽出方法

令和6年5月1日～令和6年11月30日の審査対象期間に契約したすべての審査対象案件（公共工事の競争入札2件、随意契約1件、物品・役務等の競争入札11件、随意契約10件）より、宮城労働局公共調達監視委員会設置要綱第7条に基づき審議案件を抽出した。

6 審査結果

不適切等と判断した件数

0件

結果内容及び措置状況

所見なし

ただし、総括として、以下の3点が挙げられた。

- 全般的なことについて、予定価格の算定において、もう少し慎重に対応いただきたい。
- 随意契約について、複数の業者より見積書等を聴取すべきだと思う。
今回の案件を見ても、その随意契約理由が短絡的なものとなっており、これについては、随意契約全般に関わることなので注意してほしい。
- リース契約について、リース契約の合理性をきちんと明示しておくこと。そのためになぜ合理的になるのかというところを検討し、それを決裁文章に記載するようにしてほしい。

宮城労働局 令和6年度 第2回 公共調達監視委員会審議 議事録 (概要)

開催日及び場所	令和7年3月12日 : 仙台第4合同庁舎1階 仙台労働基準監督署会議室
委員	委員長 門脇 功 (門脇功税理士事務所 税理士) 委員 高木 龍一郎 (学校法人東北学院 理事長特別補佐 (法務担当)) 委員 千葉 達朗 (千葉達朗法律事務所 弁護士)
審議対象期間	令和6年5月1日 ~ 令和6年11月30日
審議対象件数	公共工事 競争入札案件 2件 公共工事 随意契約案件 1件 物品・役務 競争入札案件 6件 物品・役務 随意契約案件 2件
抽出案件件数	公共工事競争入札案件 1件、 公共工事随意契約案件 1件、 物品・役務競争入札案件 3件、 物品・役務随意契約案件 3件
案件 1	契約件名 : 宮城労災特別介護施設における非常照明用蓄電池更新工事 契約相手方 : 株式会社東北多紀システック 契約金額 : 2,750,000円 契約締結日 : 令和6年8月30日
案件 2	契約件名 : 宮城労災特別介護施設における冷却水用三方弁更新工事契約 契約相手方 : 村上冷熱興業株式会社 契約金額 : 20,460,000円 契約締結日 : 令和6年8月28日
案件 3	契約件名 : 古川合同庁舎冷温水発生機修繕業務委託契約 契約相手方 : 同和興業株式会社 契約金額 : 6,050,000円 契約締結日 : 令和6年6月5日
案件 4	契約件名 : 令和6~10年度労働局における業務用自動車リース契約 契約相手方 : 高栄企業株式会社 契約金額 : 6,253,500円 契約締結日 : 令和6年6月18日
案件 5	契約件名 : 宮城労働局雇用調整助成金事務処理センター における什器他購入契約 契約相手方 : ニシマキ・オフィスシステム株式会社 契約金額 : 8,175,200円 契約締結日 : 令和6年11月21日
案件 6	契約件名 : 宮城労働局管下の各公共職業安定所への室内用 防犯カメラ設置工事 契約相手方 : 日本防犯カメラ株式会社 契約金額 : 1,958,000円 契約締結日 : 令和6年7月12日
案件 7	契約件名 : 宮城労働局管下各公共職業安定所への室内用 防犯カメラ設置工事 契約相手方 : セコム株式会社 契約金額 : 1,925,000円 契約締結日 : 令和6年7月23日
案件 8	契約件名 : ハローワークにおけるオンライン失業認定及び 職業相談用タブレット端末等の賃貸借契約 契約相手方 : 安積電気通信興業株式会社 契約金額 : 16,939,780円 契約締結日 : 令和6年8月28日

委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり
委員会からの意見の具申、勧告	下記総評記載のとおり	

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
<p>【 案件 1 】</p> <p>契約件名 : 宮城労災特別介護施設における非常照明用蓄電池更新工事</p> <p>契約相手方 : 株式会社 東北多紀システック Plus</p> <p>契約金額 : 2,750,000円</p> <p>契約締結日 : 令和6年8月30日</p>	<p>審査調書において「昨今の人件費の高騰から工事費を正確に把握することは困難…」と記載されていることは理解できるが、次の段落で「当該見積書において、一部の見積金額と大きく開きがあるものを除き概ね市場価格を反映したものと思料される。」とある。結果として、落札率は「43.8%」となり、予定価格とかなりの差が生じている。</p> <p>内訳に「人件費や資材高騰を考慮し、最低価格ではなく平均額を予定価格とした」と記載されており、最低価格はそこから下がることないので、予定価格を下げて良いのではないか。</p>	
	<p>金額の差が大きなものとなっている。</p> <p>今回の蓄電池というものは、価格があつてないようなものなのか。</p>	<p>特殊なもので、今回のような介護施設や大型の建物などでなければ使用しないものとなり、一般的には判断がしかねる。</p>
	<p>参考見積を第1回目と第2回目にそれぞれ徴取している。内容的にどのような違いがあるのか。</p> <p>第1回目の入札で見積を辞退した業者ではなく、別の業者が2,750,000円で入札し、予定価格と落札金額に大きな乖離がある。</p> <p>乖離は見積書を徴取する段階で業者に対し十分な説明を行っても生じたものなのか。又は、他の委員が発言したように価格を正確に把握することが困難であるためか。</p> <p>最終的に、一番初めに提出された内容と変わりがなく、予定価格を算定する際、業者に十分な説明を行うべきだったのではないか。</p> <p>今回、株式会社東北多紀システックが落札しているが、見積書を出す際6,491,130円としていたが、入札する際は2,780,000円となっている。何が原因なのか。</p>	<p>今回の案件のような電気設備に関しては、業者間によって価格差が生じていたため状況を確認したところ、ある業者は取引している所との関係性によって安価に機器を調達できるということであった。そのため、ある程度、機器については業者によって価格に違いが発生するという確認はとっている。予定価格算定のため参考見積書を徴取する際、実際の価格で記載されていないと今回のような乖離が発生することになり、業者に対する説明が不足していた所はある。</p> <p>実際、業者によって、入札してくる金額より高い価格で参考見積書を提出しており、その見積書によって予定価格を算定しているため入札金額との乖離が乗じることとなる。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>第2回目の入札は不落にならなかったため、最終的に金額は心配なものとなっている。500万、600万といった乖離について、参考見積書を徴取する際に注意しないとこのようになる。</p> <p>そのため、業者に対し参考見積であることを説明してから見積書を徴取してほしい。</p>	
<p>【 案件 2 】 契約件名 : 宮城労災特別介護施設における冷却水用三方弁更新工事契約 契約相手方 : 村上冷熱興業株式会社 契約金額 : 20,460,000円 契約締結日 : 令和6年8月28日</p>	<p>本件は、入札してくる業者がなかったということか。 それほど特殊な物なのか</p> <p>まだ完成していないということか。</p> <p>予定価格算出のための見積書を依頼する際、業者より業務繁忙のためと提出を辞退されている。この工事について、未だ完成されていない理由は何か。</p> <p>緊急性があったものか。まだ工事を実施しなくてもよかったのではないか。 冷房の使用に支障がないよう工事を行うと資料には記載されているが、この契約は夏場の暑いときに締結されている。</p> <p>工事が完了していない状況について、職場環境としては、どのような対応をしているのか。</p>	<p>工事部品が受注発注となり、先月発注していた工事部品が完成したと業者より連絡があり今月中旬に工事施工されることになっている。工事部品が特殊なもので、なかなか入札に手を挙げる業者がいなかったものと考えている。</p> <p>夏に契約を締結しているが完成には至っていない。</p> <p>工事部品が確保できないためである。契約締結後に必要となる工事部品を作成することになり、工事部品が納品されたのが令和7年2月下旬。それから施設等と工事日程調整し今月中旬に工事施工となった。</p> <p>漏水は発生しており、いつ今以上破損するか不明な状態となっている。また、業者から、弁自体は契約後に作成すること、工事完成まで時間がかかるとことを説明されていた。そのため、早急に契約を行ったものである。</p> <p>事前に工事の日程が長期になることは業者から説明されていたものであり、致し方ないものと考えていた。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>資料71ページの工事契約について、摘要欄に「見積依頼した結果、最も低廉な価格を提示しており」と記載されているが、何かと比較した場合、このような記載となるのか。また、見積依頼の結果、見積が複数提出され低廉となったものなのか。</p> <p>最終的に1者しか声掛けをしていないということか。</p> <p>随意契約を行う際には、1者にしか声掛けを行わないものなのか。</p> <p>本当であれば、複数者に声掛けを行うべきであったのではないか。この文書を見る限り、1者しか声掛けをしていないと読める。資料71ページの書き方は、いかにも他社と比較したという書き方となっている。随意契約を行う際に、複数者に声掛けを行ったがそのようになったということ、1者にしか声をかけずそのようになったのでは意味が違ってくる。</p>	<p>契約してから部品を作成することとなっており、1回目の入札で落札されない段階でかなり工事完成まで余裕がないものとなっていたため、早急に契約を締結しなければいけないという状況で事務を行っていた。</p> <p>見積書を徴したのが契約した業者1者のみとなっているが、事前に参考見積として予定価格を算定する際に活用していた「S調」という業者からの見積と比較し、今回の業者からの見積額は妥当な金額でありこの業者の方が低廉な金額であったため、そのような記載にしている。</p> <p>その通りである。ただ、入札する際には、4から5者に案内はさせていただいている。最終的に随意契約をする際には、契約できそうなところに声掛けをさせていただいた。</p> <p>今回の場合はそうである。</p>
<p>【 案件 3 】</p> <p>契約件名 : 古川合同庁舎冷温水発生機修繕業務委託契約</p> <p>契約相手方 : 同和興業株式会社</p> <p>契約金額 : 6,050,000円</p> <p>契約締結日 : 令和6年6月5日</p>	<p>公告・公募期間が14日間となっているが短くはないか。もう少し期間を延長し、入札に参加できる業者を増やすべきではなかったのではないか。長くなれば、競争性が出てくるのではないか。期間を短くした理由は何か。</p>	<p>今回の状況として、冷房が使用が出来なくなる可能性が出てくるため工事期間・開始時期は秋以降と限定されてしまうが、業者からの説明では部品の調達等でかなりの時間がかかってしまうとされた。そのため、工事期間・開始時期から遡って契約時期が6月上旬となった。この位でなければ工事が間に合わないものとなり、開札時期から公示・公募期間もこの日数となってしまった。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>資料の83ページ委託契約に関する文書において、契約理由に「令和4年8月に冷却系伝熱管に開口が生じた」とあり、これにより点検業者が修繕を行ったとある。この時今回のような話は点検業者からなかったのか。</p> <p>入札まで2年間かかっているが、その間にトラブルはなかったのか。先程他の委員も述べたように公示期間が14日間しか設けられておらず、その理由として緊急性があったとされているが、点検業者から今回の指摘がなされたかなり前であり説明に矛盾がある。例えば、予算の絡みであれば、本来このような物は予算の絡みでもないものであるが、早く実施しなければならない案件だと思う。これは今回当初の時点から2年経過しており、今回施工するにあたりいろいろトラブルが発生したということなのか。</p>	<p>業者から話があったが、予算の関係ですぐには対応できず、本省に予算要求を行った。今回、予算措置が出来たため工事を施工したというものである。</p> <p>実情として、令和4年度に伝熱管1本が不具合を起こし全館冷房が停止するという事象が発生した。その際業者より、他の伝熱管も危ない状況であり全ての伝熱管について交換を実施しないと、いつ今回のようなことになるか不明であると説明されていた。令和5年に予算措置が行われたが、この修繕は冷房、暖房装置が停止している期間と実施時期の制約があり、労働局として準備しいざ実施しようとした際にはうまいタイミングで行うことが出来ず、3月に実施出来ることとなったが、同時期の古川地方はかなり寒くなり暖房を稼働させなければならず、停止させた場合、ブルーヒーター等他の暖房装置を配置することも検討したが、来庁者の健康を考えた場合、実施は難しいと判断し断念した経緯がある。</p> <p>令和6年度も予算措置が行われ、今年度はどうしても実施しなければならないものとし秋口に工事を施工するため、準備を行った結果、このようなスケジュールとなったものである。</p>
<p>【 案件 4 】</p> <p>契約件名 : 令和6～10年度労働局における業務用自動車リース契約</p> <p>契約相手方 : 高栄企業株式会社</p> <p>契約金額 : 6,253,500円</p> <p>契約締結日 : 令和6年6月18日</p>	<p>これまで購入していた官用車をリース契約に切り替えということはよくある話である。購入の場合、保険や点検を含め様々なことを実施しなければならないが、リースの場合にはそれを実施しなくてもよくなり便利である。</p> <p>その際検討しなければならないのは、購入して様々な物について発生する費用とリースにした際に発生する費用がどの程度違うのかが分かれば、こちらとしても成程となる。なぜリースに切り替えるのか。費用的にこの位安くなるのか。事務処理がこの位軽減されるのかということを示されれば説得力がある話だと思う。その所はどうなっているのか。</p>	<p>リースした場合の経費等について、購入時と比較し検討すればよいが、本省から基本的考えとして官用車から官用車への更新は実施せず、官用車からリース車へ切り替えを行うという流れが指示されているため、それに沿った対応を行っている。そのため、年間どの程度官用車を維持する場合に経費が掛かっているのか、またリース車の場合どうなのかという検討は行っていない。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>国庫債務の負担行為。複数年の契約。単年度の契約を複数年にわたり行ってよいとされている場合、合理性があるという文言がある。先に他の委員が指摘した通り、なぜ長期の契約を結ぶことに合理性があるかということに1つも触れられていない。触れていない中で、4年・5年の契約を結んでいる。まったく説得力がない。国は合理性があるとき複数年で契約していいと示している。そここのところを明示すべきではないか。</p>	
	<p>もう1つ気になっているのが、契約期間が50数か月や40数か月とバラバラである。それから、納車の日付もバラバラである。これはどのような理由なのか。</p>	<p>契約年数は約5年となっている。官用車の車検や12ヵ月点検の関係から40数か月や50数か月となっている。</p>
	<p>例えば、月の途中で契約した場合、その月の分は支払いをしなくてもいいのか。支払いを行うのであれば、なぜ当月1日納入にしないのか。もう1点。これは何年契約なのか。40数か月などと記載されているが、一般的には5年・60か月契約が普通だと思う。5年契約の場合と40数か月の場合で契約した場合、どのように費用効果が出てくるのか。検討しているのか。</p>	<p>月の途中でも支払いは発生することになる。</p>
	<p>業者に対しこちらが40数か月などと示しているため、業者がそれに沿った金額を提示してきただけで、5年・60か月契約とした場合はどうなるのかということを検討しないのか。この契約期間は中途半端なものとなっている。そここのところを検討していないのか。</p> <p>もう1つ。1番初めに要求理由で車両2台を再リースという言葉を使用しているが、これは再リースなのか。再リースということは、当初のリース車両をそのままリースすることになるため、契約金額はより安くなるはずである。今回は新規になるのではないか。</p>	<p>そのような考えであれば、今回は改めてリースとなる。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>本来であれば、車はレンタルで必要なのかリースで必要なのかを検討すべきではないか。それでリース契約の方でよいということであれば、その理由は何か。検討した結果ということであれば、どのような検討を行ったものかを記載し、だからリース契約を行ったというもって行き方をしなければならぬ。本件は単にリース契約ができるからしたという形にしか見えない。そのため月の中途での契約も行っている。</p> <p>月の途中であれば、前半部分は車を使用していないためお金を多く支払っていると思われる。</p>	<p>契約する月数によって本省より示達される金額を変更している。納車時期により40数か月や50数か月と変わってくるものは、官用車の車検や12か月点検時期を考慮し、最後の月からリースを行うためである。そのため、予算も戻したり多くもらったり調整はしている。</p>
	<p>これまでリースしていた車を同じ業者から再リースするのではなく、改めて新規にリース契約を行う場合は、そのような考えもできるが、新規となれば予算まるまるの期間、予算も使用してはいけないということはないと思うので、そここのところをもう少し検討してもらった方がよい。</p>	<p>改めて、このような契約が発生した場合においては、ご指導いただいたことに注意し契約事務を行いたいと思う。</p>
	<p>今回の入札は総合評価方式となっており、資料の27ページ「自動車の性能に関する審査要領」において、燃費を考慮するとされているが、107・108ページ「総合評価積算内訳」においては、結果的に3台発注して2台応札してそれが全部日産ノートとなっている。総合評価としながらも金額で決着がついている。これは、たまたま2者が日産ノートにしたものなのか、それともこちらの方から車は日産ノートにしてねと働きかけを行ったものなのか。</p>	<p>偶然に日産ノートとなったものである。こちらとしては、どのような車種でもよく、排気量などしか定めていない。より環境に配慮した車としか示しておらず、日産ノートで指定はしていない。そのため、当初見積を依頼する際には、日産、トヨタ、スズキなどを扱っている業者に対し声掛けを行っている。</p>
	<p>自動車関係は総合評価方式なのか。加算点によって、車種が変わってくるということはあるということか。</p>	<p>その通りである。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
<p>【 案件 5 】 契約件名 : 宮城労働局雇用調整 助成金事務処理セン ターにおける什器他 購入契約 契約相手方 : ニシマキ・オフィス システム株式会社 契約金額 : 8,175,200円 契約締結日 : 令和6年11月21日</p>	<p>算定内訳書について、「調達実績 のない品目が含まれていることや、 品目の種類も多岐に渡るため過去の 実績により予定価格を積算すること は困難である。」と記載されている が、「契約実績がある4者より参考見 積を徴し、当該価格が定価の70～75% 程度の金額で提示された」としてい る。これは、調達実績がないための 価格が不明であるとしているが、市 場価格は分かるはずである。「品目 の種類も多岐に渡り」とあるが、こ れについても過去の実績があれば分 かるはずである。そのため、もう少 し丁寧に見積の価格を確認してい だきたい。この記入の仕方は、手抜 きしているように見えてしまう。</p>	
	<p>本件は見積もりを取る際にメー ーカーを指定しているのか。</p>	<p>メーカー指定していない。しか し、参考品目として一部のメー ーカーのものと同程度のものとして 参考品の提示はしている。</p>
	<p>Sの冷蔵庫について、各業者から提 出されている見積書で、型番など同 じものになっている。偶然一緒のも のとなったのか。メーカーを指定し ているものなのか。</p>	<p>冷蔵庫であれば、内容量や外寸 等しか指定していない。</p>
	<p>資料の17ページ仕様書において、 「6補足事項」で「搬入、搬出、組 立、設置、耐震施工」と記載されて いるが、その中の「搬出」に？がつ けられている。入札内訳書を見ると 搬出費用が入っていない。どのよう な処理となっているのか。</p>	<p>仕様書を作成する際、間違いが 発生したものである。レンタル品 の搬出であれば業者に返却する という作業が生じるが、今回購入と なっていたため、搬入のみとな る。誤っていたため、本書類もこ の点がおかしいのではないかとし て決裁の時点で他の職員より指摘 されたものである。</p>
	<p>これはレンタル品ではなく購入と なるのか。</p>	<p>購入となる。</p>
	<p>その場合、再度購入となるのか。耐 用期限が経過し再度購入となるの か。仮に再度購入となった場合、以 前の物の搬出はどのようになるの か。</p>	<p>数年後、今回の物が不要となっ た際には、当初売り払いを前提と し売り払い業者に搬出してもら う。その際に売り払う価格と搬出 費を込みで契約見積りをお願いす ることになる。</p>
	<p>搬出費用は入札の対象とはならない という事か。</p>	<p>搬出については今回の件では対 象とならない。物品を廃棄する際 に、買取等の業者と契約する際 には、費用は生じるが、入札案件 までの事案までにはならないと思 われる</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
<p>【 案件 6 】 契約件名 : 宮城労働局管下の各公共職業安定所への室内用防犯カメラ設置工事 契約相手方 : 日本防犯カメラ株式会社 契約金額 : 1,958,000円 契約締結日 : 令和6年7月12日</p> <p>【 案件 7 】 契約件名 : 宮城労働局管下各公共職業安定所への室内用防犯カメラ設置工事 契約相手方 : セコム株式会社 契約金額 : 1,925,000円 契約締結日 : 令和6年7月23日</p>	<p>6番と7番の案件は同じような防犯カメラの購入設置契約であるが性質が異なっている。6番の方は、特殊性があるため競争性がない。そのため契約業者が限定されるという説明である。7番の方は、事情が異なる。問題は、汎用性があるかどうか。競争性を持たせられるかどうかという観点から6番の案件はもう少し考え直した方がよいのではないかと。理由として、大体カメラの耐用年数として長くても4年程度だと思ふ。4年の内に価格競争性により価格は下がっていく。本案件は既に契約が終了しているため仕方がないが、同様の汎用性のない設備、会社ではなく、ガラッと初めからリセットし検討した方が結果として2年～4年位で価格が下がり汎用性も出てくる。この特殊性に固執することなく契約した方がよかつたのではないかと。7番の案件は、業者がセコムとなるが、少しは今回のような防犯カメラの設置を多く扱っている業者なので、ある程度汎用性があると思われる。同じ防犯カメラの設置、性質が異なるのでどれだけ競争性を持たせるのかという観点から見た方がよかつたのではないかと。思ふ。</p>	
	<p>6番の案件について、令和3年度に屋外防犯カメラ、今回屋内用を購入している。令和3年度の時点で、いずれ屋内にもカメラを設置するというような計画はなかつたのか。</p>	<p>その段階では、そのようなことはあまり検討されなかつた。</p>
	<p>7番の案件の屋外は既に設置が終了しているのか。6番の案件は、令和3年に屋外にカメラの設置は終了している。そのため今回屋内のみを行っている。7番の案件は、今回屋内の設置となっている。屋外は実施しているのか。</p>	<p>屋外には設置していない。</p>
	<p>なぜ、屋外には設置していないのか。屋外に設置している所と設置していないところが出てくるのはなぜか。</p>	<p>屋外に設置していないところは、民間のビルに入居している安定所であり、ビル施設で屋外にカメラを設置しているため、こちらで設置する必要がない。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>6番の案件について、令和3年にカメラを設置し今回別にカメラを設置し短い期間で行っている。金額的に随意契約ができることは理解しているが、元々設置されているところでは不要であるが、こちらの方は必要となっている等の見方は必要なのではないか。確かに、1つ1つとらえると、物として捉えると随意契約はできるが、そうではなく目的が何かという防犯のためとなり、それは一緒に行うのが本当ではないか。</p> <p>また、汎用性の問題についても3年経過しており耐用年数を考えた場合、残り期間が短いため予算をかけるべきか判断が難しいが、その業者にしか施工できないものか、その方法でよいのかどうか、他の業者に確認した上で、実施するためには高額となるという意見をもらった後、このようにしたとなれば、こちらとしても納得できる。ただ単に、これをこのようにするとこうなると一方的にいち業者からの説明だけで判断している。業者はそのような説明を必ず行う。やはりそのこのところをもう少し間口を広げ検討することが必要ではないか。</p>	
<p>【 案件 8 】</p> <p>契約件名 : ハローワークにおけるオンライン失業認定及び職業相談用タブレット端末等の賃貸借契約</p> <p>契約相手方 : 安積電気通信興業株式会社</p> <p>契約金額 : 16,939,780円</p> <p>契約締結日 : 令和6年8月28日</p>	<p>本件の対象はタブレットとなり、現状、どの商品を購入しても問題はない。どうして、入札が不落となったのか。理由は何か。</p> <p>タブレットは、いろいろ発売されており、どこからでも購入できる。どうして入札に参加した業者が3者で結果として不落となり随意契約を行ったのか。どういった理由なのか。</p>	<p>今回は購入ではなく賃貸借となり、いずれは業者に商品を返すという契約になる。当局で今まで契約実績のある業者は購入が多く賃貸借を取り扱っている業者は少なかった。当局としては、これまでの契約実績から業者を探し声掛けを行っており、賃貸借を実施していると回答した業者が少なかった。予定価格調書において記載したしているが、声掛けは行ったが、リース、レンタルといったものは取り扱っていないと回答した業者が2者あった。そのため、こちらの実績と契約を実施できる業者の間で制限されてしまった。</p>

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>購入、売買を含めて契約できるどころという逆の観点から行うとは出来なかったのか。今タブレットは、よほど大きく変わらなければ5年程度は耐久性がある。場合によっては購入も含めて、購入、賃貸借、リース、レンタル等調達の仕方があったのではないかと。確かに、賃貸借だと取り扱っている業者は少ないかもしれない。</p>	<p>こちらとしても、賃貸借の場合、毎年お金がかかってくることから賃貸借ではなく購入で契約できないものか、価格的にも長期的には購入の方が安価となるため、事業原課である職業安定課から本省に対し確認をしてもらったが、本省からは、今回の契約は賃貸借でと回答されてしまったものである。そのため、当局だけ本省からの方向を変えることはできず、賃貸借となった経緯がある。</p>
	<p>役所の事情は理解できる。その場合、下から突き上げて合理性があるとして話をしてみても良かったのではないかと。</p>	
	<p>要求理由について、今のことと関連するが、オンライン面談を試行的に実施するとなっているが、オンライン面談は仙台だけで実施するものか、他でも実施するのか、未定となっているのかどうだったのか。</p>	<p>要求理由のニュアンスが誤っている。試行的に仙台所で実施したのは令和5年度の話であり、その際には試行的に仙台所で4台分を購入して実施した。今回の調達は、県内各所のハローワークの方で運営するという事で調達を行ったものである。</p>
	<p>その場合、試行的な段階は終了し継続的に行うという状況なのか。そうすると、本省の判断ではあるが、なぜ賃貸借なのか疑問がある。</p>	

事 案 の 概 要	意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>資料の123ページ開札調書について、安積電気の入札金額は彼等が提出してきた見積書の金額より高額となっている。参考見積より高く提出してきたのはどういった理由なのか。</p> <p>また、5ページ予定価格調書作成の行政の文書において、予定価格の決定は参考見積の最低価格をもって行うとしている。しかし、その前にいろいろ理由があり金額に乖離があるとしている。</p> <p>にもかかわらず、ここで予定価格を最低価格で決定するという事に危険性がある設定の仕方である。参考見積り金額の平均をとるなどとした場合はいいが、いろいろ開差があるにもかかわらず、最終的に1番下だけを持ってくるという事は危険性があり不落の原因にもなる。なぜ参考見積より入札金額が高額になっているのか気になった。</p> <p>このような場合、次に繋げるためになぜこうなったのか情報収集だけは行っての方がよい。この案件だけではない。いろいろな時に情報を集めていけば次の仕事に多少役立つことがある。</p>	
<p>総 評</p>	<p>「所見なし」 ただし、総括として、以下について認められるため、改善されたい。</p> <p>全般的なことについて、予定価格の算定において、もう少し慎重に対応いただきたい。</p> <p>随意契約について、複数の業者より見積書等を徴取すべきだと思う。</p> <p>今回の案件を見ても、その随意契約理由が短絡的なものとなっており、これについては、随意契約全般に関わることなので注意してほしい。</p> <p>リース契約について、リース契約の合理性をきちんと明示しておくこと。そのためになぜ合理的になるのかというところを検討し、それを決裁文章に記載するようにしてほしい。</p>	